融　資　制　度（令和8年度）

（令和8年4月1日現在。利率等は年度途中でも改定することがあります。）

略称	制度名	住所等要件	従業員数要件		融資限度額※3	資金使途	融資期間（以内）	据置期間（以内）	利率(年)	設備資金要件	信用保証	信用保証料補助	NPO法人	取扱金融機関	三菱UFJ銀行	三井住友銀行	静岡銀行	清水銀行	大垣共立銀行	十六銀行	あいち銀行	名古屋銀行	三十三銀行	豊橋信用金庫	岡崎信用金庫	豊川信用金庫	蒲郡信用金庫	豊橋商工信用組合	商工組合中央金庫
			建設業・製造業等（小売・卸売・サービス業以外）	小売・卸売・サービス業																									
振	愛知県小規模企業等振興資金（通常資金）	豊橋市内に主な事業所を有する方	50人以下	30人以下	5,000万円	運転設備	3 年	1年	1.90%	愛知県内	要	無	○	本支店	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
							5 年		2.00%																				
							7 年		2.10%																				
						設備	10年		2.20%																				
振小	愛知県小規模企業等振興資金（小口資金）		20人以下	5人以下（宿泊業及び娯楽業は20人以下）	2,000万円	運転設備	3 年		1.70%	愛知県内	要 責任共有対象外	有	―																
							5 年		1.80%																				
							7 年		1.90%																				
						設備	10年		2.00%																				
豊小	豊橋市小口事業資金（通常資金）	豊橋市内に住所及び主な事業所を有する方	30人以下	10人以下	3,000万円	運転設備	3 年	6か月	1.40%	豊橋市内及び豊橋市に隣接する市内	要	有	○	豊橋市内の本支店 及び 豊橋市に隣接する市の本支店 （豊川市、田原市、新城市、湖西市、浜松市）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
							5 年		1.50%																				
							7 年		1.60%																				
						設備	10 年		1.70%																				
豊災	豊橋市小口事業資金（災害復旧支援資金）	豊橋市内に事業所を有する方	50人以下	30人以下	1,000万円	運転設備	3 年		1.30%	豊橋市内	要	有	○																
							5 年		1.40%																				
							7 年		1.50%																				
安定	豊橋市経営安定資金 ※1	豊橋市内に住所及び主な事業所を有する方	20人以下	5人以下	2,000万円	運転	3 年		1.30%	―	要 責任共有対象外	有			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	―
							5 年		1.40%																				
							7 年		1.50%																				
活性化	豊橋市中心市街地商業活性化資金	豊橋市中心市街地活性化基本計画に定める中心市街地区域内に事業所を有する方	―	小売業50人以下、卸売業・サービス業100人以下	5,000万円	運転設備	3 年		1.30%	中心市街地区域内	要	有	―		○	○	―	―	○	○	―	○	○	○	○	○	○	○	○
							5 年		1.40%																				
							7 年		1.50%																				
						設備	10 年		1.60%																				
豊創	豊橋市創業支援資金（創業）	豊橋市内に住所を有し市内で開業予定の方	50人以下	30人以下	2,500万円	運転設備	3 年		0.90%	豊橋市内	要 責任共有対象外	有			―	―	―	―	○	○	―	○	○	○	○	○	○	○	―
							5 年		1.00%																				
豊創SSS	豊橋市創業支援資金(経営者保証免除) ※2						7 年		1.10%																				
						設備	10年		1.20%																				

注意）次の方は申込みができません
①必要とする許認可を受けていない方　②税金を滞納している方　③保証協会の保証対象外業種を営んでいる方　など

※1　豊橋市経営安定資金特別対策補助金（融資額×１%補助（上限12万5千円））の対象制度
※2　豊橋市創業支援資金のうち、経営者保証免除制度を利用する場合の信用保証料率は、創業関連保証の信用保証料率（愛知県信用保証協会所定）＋0.2%
※3　「振小」については、信用保証協会の全保証付残高を含んだ金額。「振小」以外は、同一制度で既に利用している融資残高を含めた金額

◆信用保証料補助制度について

略称	補助対象制度名	保証料補助金額	備　考
振小	愛知県小規模企業等振興資金（小口資金）	融資額から回収額を減じた額(限度額1,000万円）の保証料相当額（1,000円未満切り捨て）とし、かつ補助額60万円を限度とします。 ただし、愛知県小規模企業等振興資金（小口資金）において、市内に住所がない方や市外設備に対する融資については補助対象外とします。	1．補助対象者 ・証書貸付により融資を受け、信用保証料を一括納付した方。 ・前回補助を受けた融資の貸付日から今回の融資申込日までが90日を超えている方。 2．申請方法 借入契約日の翌日から数えて30日以内（必着）に、所定の申請書で市へご提出願います。（郵送可） 3．添付書類 ・信用保証書の写し ・保証条件（回収）を伴う場合は、回収金額計算明細書の写し ・補助金振込先が確認できるもの （預金通帳の名義人名、口座番号、金融機関名、支店名等が記載されたページの写し等）
豊小	豊橋市小口事業資金（通常資金）		
豊災	豊橋市小口事業資金（災害復旧支援資金）	融資額から回収額を減じた額（限度額1,000万円）の保証料相当額（1,000円未満切り捨て）とします。	
豊創	豊橋市創業支援資金（創業）		
豊創SSS	豊橋市創業支援資金（経営者保証免除）	融資額から回収額を減じた額（限度額1,000万円）の保証料相当額（保証料率は0.2%控除。1,000円未満切り捨て）とします。	
安定	豊橋市経営安定資金	融資額から回収額を減じた額（限度額1,250万円）の保証料相当額（1,000円未満切り捨て）とします。	
活性化	豊橋市中心市街地商業活性化資金		

注意）返済期日以前に融資を完済したことにより保証協会から保証料の返戻が生じた場合は、交付した補助金の全部または一部を返還していただくことがあります。
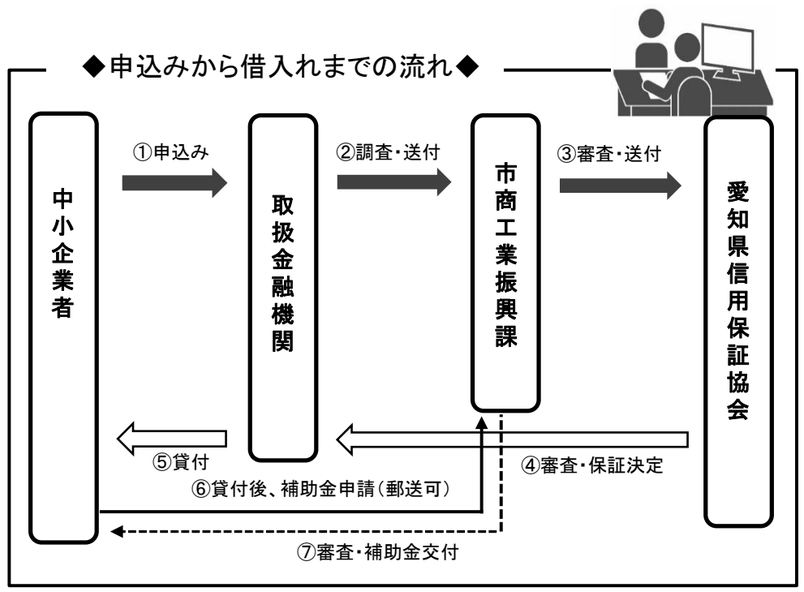
◆申込みから借入れまでの流れ◆